

令和5年度定期監査報告書

(令和4年度・令和5年度執行分)



島根県江津市監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき、江津市監査基準第4条第1項第1号で定める財務に関する令和5年度定期監査を実施し、地方自治法第199条第9項及び江津市監査基準第20条第1項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

令和6年1月31日

江津市監査委員 森 崎 延 正

同 山 根 兼三郎

目 次

第1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査の対象(ヒアリングを実施した課)	1
3 監査の期間	1
4 弁明、見解等聴取	1
5 監査の実施状況	2
6 重点監査事項及び着眼点	2

第2 監査結果の概要

<1>指摘事項(要改善)及び意見の件数	5
<2>指摘事項(要改善)	6
<3>意見	7
<4>提案	8

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が適正に行われているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも十分留意し、江津市監査基準に準拠して令和5年度定期監査を実施した。

2 監査の対象（ヒアリングを実施した課等）

令和4年度及び令和5年度における江津市の事務及び事業の全般を対象とした。併せて、財政援助団体等の実地調査も実施した。

- (1) 本庁の課(支所を含む)及び教育委員会等への監査（地方自治法第199条第1項・第4項）

市の事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかを主眼とし、経済性・効率性・有効性の観点にも十分留意して監査した。

- (2) 財政援助団体等への監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助等の目的に沿って事業が行われているかを検証するとともに、必要に応じて団体を所管する課の指導状況についても監査した。

なお、本市では、本庁各課(支所を含む)及び委員会を対象として、概ね3年に1回を周期として定期監査をすることになっている。今年度は、11課及び財政援助団体等2団体を対象として監査を実施した。

3 監査の期間

令和5年11月15日(水)から令和6年1月23日(火)まで

4 弁明、見解等の聴取

江津市監査基準第19条の規定に基づき、定期監査を実施した結果導き出される指摘及び意見等に関する報告を決定する前に、対象課等の長から弁明、見解等を聴取した。

5 監査の実施状況

◆今年度監査対象

実施日程	監査対象課・財政援助団体等	監 査 実 施 会 場
令和5年11月15日(水)	総務課	本庁会議室2-2
	保険年金課	本庁会議室2-2
	健康医療対策課	本庁会議室3-2
令和5年11月16日(木)	事業推進課	本庁会議室2-2
	税務課	本庁会議室2-2
令和5年11月17日(金)	桜江支所	桜江総合センター研修室
	桜江町商工会＊	桜江町商工会
令和5年11月24日(金)	高齢者障がい者福祉課	本庁会議室2-2
	地域包括支援センター	本庁会議室2-2
	商工観光課	本庁会議室2-2
	江津商工会議所＊	本庁会議室2-2
令和5年11月28日(火)	社会教育課	教育委員会会議室
	都市計画課	本庁会議室2-2

「＊」は、財政援助団体等を示す。

6 重点監査事項及び着眼点

◆監査対象の事務・事業の内容に応じて、次の重点監査事項を選定して実施した。

【庁内の各課】

◇前年度指摘事項・意見に対する対応

区分	主な着眼点	ヒアリングの状況
(1) 随意契約	- 所定の様式を使用しているか。 - 選定理由の該当項目が明記されているか。 - 遅延損害金の表記がどうなっているか。	提出を求めた詳細資料により確認
(2) 補助金	実績報告書は速やかに提出されているか。	提出を求めた詳細資料により確認
(3) 決裁稟議書	決裁日、施行日は記入されているか。	提出を求めた詳細資料により確認
(4) 管外旅行命令簿	帰着日は記入されているか。	管外(県外)旅行命令簿により確認

◇財務事務監査

区分	主な着眼点	ヒアリングの状況
1 共通的事項		
(1) 予算の執行	- 繰越事業の有無 - 繰越事業が常態化していないか。	繰越事業の有無を確認 該当のある課についてヒアリングにより確認
(2) その他	- 令和4年度と令和5年度の予算額及び執行状況について(増減が大きい場合) - 現金の取扱い状況を確認	該当のある課についてヒアリングにより確認 現金の取扱いの有無をヒアリングにより確認
2 収入事務		
(1) 調定事務	課ごとにヒアリングを行う歳入科目を指定	根拠となる法令等を確認
(2) 徴収事務		各業務の流れについてヒアリングにより確認
(3) 現金取扱事務	現金の取扱いのある課については、チェック方法等を確認	ヒアリングにより確認
(4) 滞納整理事務	賦課から滞納整理までの業務について	マニュアル等があれば提示を求めた。
3 支出事務		
(1) 旅費	旅費を支出したかどうかの確認方法	管外(県外)旅行命令簿により確認
(2) 食糧費	食糧費の内容	該当のある課に内容を確認
(3) 需用費	- 消耗品の購入状況 - 修繕料の状況	特に年度末において当面必要としない物品を購入していないか等を確認 修繕料について正当な理由なく分割発注していないかを確認
(4) 役務費(郵券)	郵券受払簿と現品の状況	郵券受払簿と現品の確認
(5) 委託料	- 各課2から5程度の委託契約を抽出し、資料提出を求めた。 ○執行伺い(決裁稟議書) ○随意契約選定理由書 ○契約書 ○完了届 ○竣工検査復命書 ○支出負担行為書 (着眼点) - 随意契約選定理由書の添付の有無様式、選定理由は適正か。 - 支出は遅滞なくなされているか。	抽出した委託契約について資料により確認

区分	主な着眼点	ヒアリングの状況
(6) 工事請負費	- 各課1から4程度の工事請負契約を抽出し、資料提出を求めた。 ○執行伺い(決裁稟議書) ○入札結果 ○契約書 ○完了届 ○竣工検査復命書 ○支出負担行為書(着眼点) - 随意契約選定理由書の添付の有無様式、選定理由は適正か。 - 支出は遅滞なくなされているか。	抽出した工事請負契約について資料により確認
(7) 団体への負担金	負担金は有効に生かされているか。(検証しているか。)	該当のある課に内容を確認
	構成団体の負担割合は適正か。	該当のある課に内容を確認

◇行政監査

区分	主な着眼点	ヒアリングの状況
(1) 計画策定	法令により策定義務があるか。	着眼点に基づきヒアリングを行った。
	実効性のある計画となっているか。	
	検証を行っているか。	
	計画はどのように活用しているか。	
(2) 施設管理(指定管理)	提出された資料の確認のみ	
(3) 施設管理(市営住宅)	敷金の運用状況	担当者へのヒアリング
(4) 助成行政(補助金)	- 各課1から4程度の補助金を抽出し、資料提出を求めた。 ○補助金交付要綱 ○執行伺い(決裁稟議書) ○補助金交付決定通知書 ○補助金実績報告書(着眼点) - 要綱に則した補助となっているか。 - 実績報告は速やかに提出されているか。	抽出した補助金について資料により確認

【財政援助団体】

区分	主な着眼点	ヒアリングの状況
(1) 市からの補助金	- 執行状況を示す資料の提出を求めた。 ○組織図、事務分掌表 ○補助金の申請から実績報告までの書類 ○監査報告書 ○令和4年度決算関係書類 ○令和5年度予算関係書類(着眼点) - 要綱に則した補助となっているか。 - 補助金は有効に活用されているか。 - 実績報告は速やかに提出されているか。	提出された資料を基に市からの補助金が適正に管理され活用されているかを確認

第2 監査結果の概要

監査の結果、前述概要のとおり監査を行った限りにおいて、概ね適正であると認められた。

なお、今回の監査における、「指摘事項(要改善)」、「意見」等は次のとおりである。必要な措置を講じ適正な事務の執行に努められたい。

その他、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項については、その都度担当職員に口頭で助言を行ったので記述は省略する。

<1> 指摘事項(要改善)及び意見の件数

区分	委託契約		補助金		決裁稟議書		その他		計	
	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見	指摘	意見
総務課			1			1			1	1
保険年金課	1								1	
健康医療対策課	1					1			1	1
事業推進課	1								1	
税務課	2					1			2	1
桜江支所	2		1						3	
高齢者障がい者福祉課	1								1	
地域包括支援センター	2					1			2	1
商工観光課	2		1						3	
社会教育課	1					1		1	1	2
都市計画課	2					1		1	2	2
江津商工会議所										
桜江町商工会			1						1	
計	15	0	4	0	0	6	0	2	19	8

＜2＞ 指摘事項(要改善)

(1) 随意契約について

【確認された事例】

- ①「随意契約選定理由書」が添付されていない契約事務が散見された。
- ②添付してある場合でも様式が異なるもの、随意契約事由欄の根拠法令及び適用基準が適正でない事例があった。

【根拠もしくは正しい表記】

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2、江津市財務規則第108条及び第108条の2で規定されている。また、江津市随意契約ガイドラインでは詳細な説明がなされ様式も定められている。

【改善指示】

- ①随意契約を行う場合には、「随意契約選定理由書」を必ず添付すること。
- ②「随意契約選定理由書」は、所定の様式を使用し、根拠法令には、江津市随意契約ガイドラインによる適用基準を記載すること。

(2) 契約書について

【確認された事例】

- ①契約書に記載されている遅延損害金の「率」または引用する条文が誤っている事例があった。
- ②必要とされている記載事項の記載のない契約書が散見された。

【根拠もしくは正しい表記】

契約書への記載事項については、江津市財務規則に必要とする記載事項が列記されており遅延損害金も含まれている。

また、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」は地方公共団体においても準用され、その率は財務省告示により示され、年度ごとに変更となる場合がある。

【改善指示】

- ①「率」が変更になっても対応できるように、契約書には「政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められた率」と表記すること。
- ②「契約」とは、当事者間における対等な立場での合意に基づいて公正に締結し、信義に従って誠実に履行するものであり、後日の紛争を避けるためできる限り詳細な約款の定めが求められる。その主旨に則り契約を行うに当たっては、「契約」について定められた法令、条例に従い適正な「契約書」を作成されたい。

(3) 補助金実績報告書、業務委託の実績報告書の提出日について

【確認された事例】

- ①補助金交付先からの実績報告書が、事業完了後2カ月以上経過して提出されている事例、また、団体の総会資料をもって実績報告書としている事例があった。
- ②委託業務においては、契約で定められた報告期限を過ぎて実績報告書が提出されている事例があった。

【根拠もしくは正しい表記】

- ①補助金の実績報告書の提出については、「江津市補助金交付規則」に、事業完了後速やかに行うように定められている。
- ②委託業務については、契約書に報告期限が定められている。

【改善指示】

- ①「補助金交付規則」の規定を遵守し、交付先に事業完了後速やかに提出するように指導すること。
- ②委託契約書に則して、実績報告書を提出すること。

<3> 意見

(1) 決裁稟議書への「決裁日」・「施行日」の記入

【確認された事例】

委託契約や補助金交付についての決裁稟議書に「決裁日」・「施行日」が記入されていない事例が見られた。

【根拠もしくは正しい表記】

決裁を受けた事実、決裁を受けた業務の施行日を明確に示すために必要不可欠である。

【改善要望】

決裁稟議書へは「決裁日」・「施行日」を記入すること。

(2) 管外(県外)旅行命令簿への帰着日の記入

【確認された事例】

帰着日を記入していない事例が見られた。

【根拠もしくは正しい表記】

確認した旅行命令簿には、復命の記事はなく旅行が完了したことが確認できない。

【改善要望】

- ①帰着日を記入すること。(旅行の完了確認のため)
- ②全課に関係することなので、再度、人事課から全課へ周知すること。

＜4＞ 提案

（1）管外旅行命令簿の様式の検討

旅費支出状況について、各課では「支出済」を記入する等工夫されていることから、様式に旅費の支出に関する処理欄を設けてはどうか。

（2）契約書への消費税額の記載

契約書中に必ず消費税額等を記載するようにしてはどうか。（非課税、不課税の場合はその旨を記載する。）

（3）郵券受払簿の様式の統一

郵券の管理については、従来どおり「紙媒体」による管理のほか多くの課でエクセルによる管理が行われていた。課ごとに様式が異なり現在高（残枚数）が確認できないケースも見受けられたことから、郵券受払簿の様式を庁内で統一することを提案する。